

民事再生

民事再生手続とは、これまでの事業を継続しながら負債を減免することによって負担を軽減し、会社の再建を図る手続で、裁判所への申立を行います。

【民事再生手続の要件及び特徴】

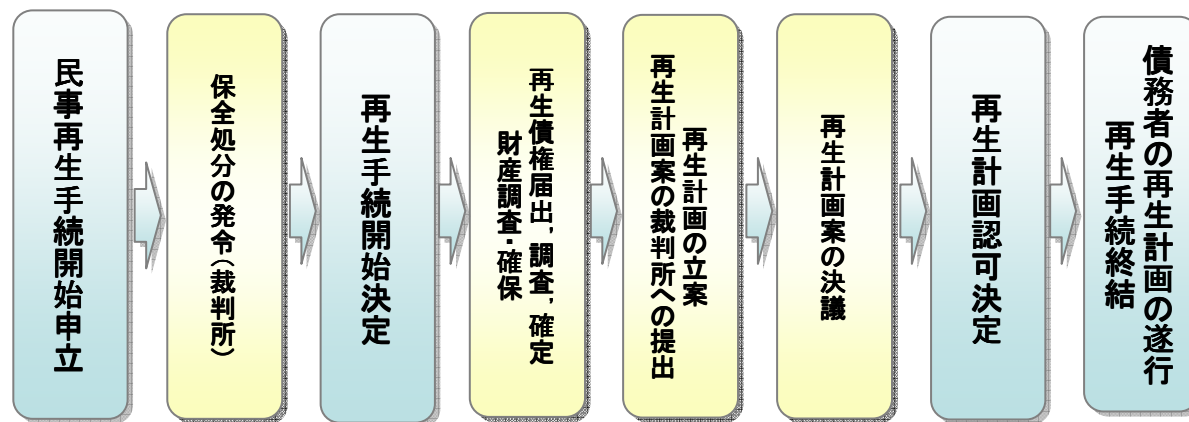
(対象となる企業)

破産原因の事実が発生するおそれがある、事業継続に著しい支障をきたすことなく弁済期にある債務を弁済することが出来ない状態であることが要件として必要です。実務的には、営業黒字である(もしくは営業黒字になる見込みがある)、当面の資金繰り(2~3か月分の運転資金)や予納金を用意できる(スポンサーがいる)等のハードルをクリアできないと、民事再生手続を成功させることは非常に困難となります。

(特徴)

- ・債権者は通常債権を大幅にカットされるため、破産による配当で受け取る金額よりも大きくなければならず、また、税金や社会保険料の未納分は一切カットはされないため、これらの未納が多額にある場合は再建が困難となります。
- ・債務者自身が再建手続を担うことが出来るため、経営者は交代しないまま経営継続は可能です。
- ・抵当権などの担保権を有する債権者は、原則として再生手続とは関係なく、担保権を実行することが可能です。

【民事再生手続申立から終結までの流れ】



負債総額	予納金
5千万円未満	200万円
5千万円～1億円	300万円
1億円～10億円	400万円～500万円
10億円～50億円	600万円
50億円～100億円	700万円～800万円
100億円～250億円	900万円～1000万円
250億円～1000億円	1000万円～1300万円
1000億円以上	1300万円以上

予納金について ※参考「東京地方裁判所」の基準